

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」 議事録

日 時： 平成 22 年 12 月 21 日（火） 15:30～16:55

場 所： 佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀） 2 階 大会議室

出席者： 九州地方整備局 藤澤河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長
松尾筑後川河川事務所長

佐賀県 牟田県土づくり本部長

市町村 （佐賀市）神谷副市長

（神埼市）田中副市長

【司会】

それでは、皆様お揃いのございますので、ただ今より、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」を開催したいと思います。本日の進行を担当致します。九州地方整備局河川部の森川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

ご参加の皆様方、報道関係者の皆様、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営にご協力を頂きますようお願い致します。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のクリップをはずして頂きまして、会議次第、一枚ものでございます。配席表、これも一枚ものでございます。このほかの資料には、右肩に番号をふっております、資料-1 と致しまして、本日の準備会の出席者名簿。資料-2 と致しまして、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）。資料-3 と致しまして、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの概要」。資料-4 と致しまして、「城原川流域の概要」。参考資料-1 と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討について」の国土交通大臣から九州地方整備局への指示文書の写し。参考資料-2 と致しまして、平成 22 年 9 月に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議にてとりまとめられました、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」。参考資料-3 と致しまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」についての九州地方整備局長への通知の写し。以上となります。

過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日のご出席者の方々でございますが、本来はお一人お一人ご紹介すべきところではございますが、先程の資料-1 の方でご出席の方々のお名前をご紹介しておりますので、ご紹介に代えさせていただきます。

それではまず、開会にあたりましてご挨拶をお願いできたらと思います。九州地方整備局河川部長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。河川部長よろしくお願い致します。

【河川部長】

九州地方整備局で河川部長をしております藤澤でございます。本日は年末の大変お忙しい中、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」にご出席を賜り誠にありがとうございます。

ダム事業につきましては、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるとの考えに基づき、今年の 12 月に本省の方で、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

が設けられ、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等の検討が進められ、本年9月、中間とりまとめが行われております。

そして9月28日、国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされ、城原川ダムにつきましては、検討主体であります九州地方整備局におきまして、検証に係る検討を行っているところです。

後ほどご説明させていただきますが、ダム事業の検証に係る検討につきましては、関係地方公共団体からなる検討の場を設置して、検証に係る検討を進めていくこととしております。そこで、本日の会議につきましては、城原川ダムの検証に係る検討の進め方について、検討主体であります九州地方整備局と関係する地方公共団体の皆様との間で、認識の共有をはかるとともに、検討の場を円滑に進めていく上で整理しておく事項等について議論するために準備会を開催させていただきました。

検討の場の規約、構成員、検討の進め方などにつきまして忌憚のないご意見を頂ければと思います。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いし

【司会】

ありがとうございました。それでは、3の議事に入って参りたいと思います。具体の議事に入ります前に、ダムの検証に至った経緯や、「今後の治水対策のあり方中間とりまとめ」につきまして、九州地方整備局鈴木河川計画課長よりご説明を申し上げます。鈴木課長よろしくお願いいたします。

【河川計画課長】

九州地方整備局の河川計画課の鈴木でございます。「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」について私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

資料につきましては、お手元資料-3と、参考資料-1、参考資料-2、参考資料-3、を使ってご説明をさせていただきます。

まず、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられるに至った経緯についてご説明をさせていただきます。資料としましてはまず、参考資料-2、「中間とりまとめ」の1ページをお開き下さい。1ページの「はじめに」というところをご覧下さい。

今ほど部長の挨拶にもございましたが、この「はじめに」の中程からご覧頂きたいと思っております。読み上げさせていただきます。「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、3つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。このため今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が平成21年12月3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ね、このたび中間とりまとめを作成するに至った」

ということでございます。

めくって頂きますと次のページにこの有識者会議の討議の経緯ということでございます。平成 21 年の 12 月 3 日から平成 22 年 9 月 27 日の第 12 回、中間とりまとめがまとめられるまでの経緯が記載されております。なお、一番後ろのページ、71 ページでございますけれどもこの有識者会議の委員の先生方の名簿が記載されております。

このような経緯で、中間とりまとめがまとめられたということでございますけれども、この中間とりまとめの概要ということで資料-3 をご覧ください。こちらの資料-3 で「中間とりまとめの概要」ということでまとめられております。

まず、一番上の第 1 章「今後の治水対策の方向性」とございまして「財政逼迫等の社会情勢の変化」、「治水目標と河川整備の進め方」、「計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」、「流域と一体となった治水対策のあり方」、「既設の施設の有効活用と機能の向上」という風な形で今後の治水対策の方向性がまとめられているというところでございます。

第 2 章ということで、「個別ダム検証の理念」とございまして。この中では、先ほどご説明を致しました「検証の背景」といったような話、「検証にあたっての基本的な考え方」についてまとめられているところでございます。

第 3 章以降において、具体的な検証の進め方についてまとめられています。再度参考資料の 2 こちらの 16 ページ、ご覧ください。

16 ページの「3.2 検証主体」というところでございます。この下から 2 行目から読み上げさせていただきます。

「個別ダム事業については、事業の再評価の実施主体に合わせて、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。具体的には、国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する」とございまして。この中に書いております国土交通大臣から九州地方整備局長宛の検討の指示文書というものが、お配りしております参考資料の 1 でございます。国土交通大臣から九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討についてということで、指示の文書が出されてございまして、その中で城原川ダムにつきましても検証するようというところで記載をされているところでございます。

では、資料の 3 を再度ご覧下さい。

こちらで検証に係る検討の手順についてご説明をいたします。なお、詳細につきましては、資料-3 を見て頂きますと、章番号が記載されておりますが、この章番号は参考資料の 2 の「中間とりまとめ」の章番号に対応しておりますので、適宜ご参考にされて下さい。

まず資料-3 の赤囲みをご覧ください。この中の左の方に、第 4 章とございまして。「検証対象ダム事業等の点検」とございまして、まず検証対象ダム事業の点検を行うことになっております。そして、これを踏まえまして、目的別の検討と行うようになってございまして、右の方を見て頂きますと洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、その他目的に応じた検討という形で目的別の検討を行うということになっております。目的別の検討につきましては、具体的な流れとして、資料 3 では洪水調節の例が示されております。まず、第 5 章とございまして、複数の治水対策案の立案とございまして。ここでは、ダム案とダム

案以外の案を立案するようになっております。また、各治水対策案は、河川を中心とした対策に加え、流域を中心とした対策を含めて検討し、様々な方策を組み合わせるようになっております。様々な治水対策の方策につきましては、中間とりまとめにおきまして、26の方策が提示されております。26の方策につきましては、また後ほど検討の進め方の中でご説明をさせて頂きたいと思っております。

また、複数の治水対策案につきましては河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するようになっております。第6章というところでございますけれども治水対策案が多い場合には概略評価による治水対策案の抽出を行いまして、2～5案程度に抽出致します。

そして、第7章でございますけれども、治水対策案を評価軸ごとに評価することになります。評価につきましては、参考資料-2「中間とりまとめ」の第7章にそって評価することになります。参考資料-2の35ページをご覧ください。

35ページに「第7章評価軸」とございます。読み上げさせていただきます。

「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、第5章で述べた方策を組み合わせる立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次の(1)～(7)で示すような評価軸で評価する。なお、評価に当たっては、現状（又は河川整備計画策定時点）における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う。すなわち、コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。」とございます。下の方に1～7ということで評価軸が示されております。まず一つの評価軸としては、「(1)安全度」とございまして、河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか、段階的にどのように安全度が確保されていくのか、どの範囲でどのような効果が確保されていくのか、とございます。37ページをご覧頂くと、「(2)コスト」とございまして、完成までに要する費用はどのくらいか、維持管理に要する費用はどのくらいか、その他の費用はどのくらいかとございます。

「(3)実現性」とございまして、土地所有者等の協力の見通しはどうか、その他の関係者との調整の見通しはどうか、法制度上の観点から実現性が見通しはどうか、技術上の観点から実現性が見通しはどうか、とございます。39ページ「(4)持続性」とございまして、将来にわたって持続可能といえるか。「(5)柔軟性」とございまして、地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか。「(6)地域社会への影響」とございまして、事業地及びその周辺への影響はどの程度か、地域振興に対してどのような効果があるか、地域間の利害の衡平への配慮がなされているか。「(7)環境への影響」とございまして、水環境に対してどのような影響があるか、生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか、土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか、景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか、その他、とございまして、こちらで示しております7つの評価軸に沿って評価をしていくということでございます。

最後に資料3をご覧ください。只今、ご説明しました「第7章 治水対策案の評価」が終わりますと、第9章の9.1とございまして目的別の総合評価を行うこととなります。

目的別の総合評価の考え方としましては、参考資料の61ページに記載されている通り

でございますのでご参照下さい。その後、検証対象ダム総合的な評価を行うということになります。以上が検証の検討の流れでございます、これが赤囲みの中でございますけれどもその右側をご覧ください。この検討をするにあたって検討主体は、次のような進め方で検討を行うとされております。関係地方公共団体からなる検討の場を設置。情報公開、パブリックコメントの実施。また、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行うこと、とされております。

以上を実施した上で、検証主体は検証対象となるダム事業の対応方針、すなわち事業継続の方針、または中止の方針の原案を作成致します。

そして検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聞き、対応方針案を決定するということとされております。

以上を実施した上で、検証主体は検証の対象となるダム事業の対応方針案、本省・国土交通大臣へ報告をするということになります。

本省・国土交通大臣は、検討結果の報告を受けた後、中間とりまとめで示します個別ダム検証にあたっての共通的な考え方に沿って検討されたかについて、冒頭でご紹介しました有識者会議の意見を聞きまして、対応方針を決定するということになります。

なお、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合には、国土交通大臣から検証主体に対し再検討の指示がなされるということになります。

なお、今回の検証にあたっては、事業再評価の枠組みを活用することとされております。「国土交通省所管公共事業再評価実施要領」を適用するとともに、別途、参考資料-3 でお配りしております「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が新たに定められております。細目につきましては、先ほどご説明しました「中間とりまとめ」で示しております検証の手順や手法が規定されておまして、実際の検証の作業につきましては、この細目に従って進められて、検証主体は対方針案を策定するということになっております。長くなりましたが以上で説明を終わらせて頂きます。

【司会】

ありがとうございました。只今のご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

では先に進めさせていただきます。

それでは、本日の議事でございます、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約、構成員等につきまして、引き続き鈴木課長より説明を申し上げます。鈴木課長よろしくお願い致します。

【河川計画課長】

はい、それでは、お手元の資料2「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

（名称）

第1条 本会は、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による城原川ダム事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙1で構成される。

別紙1は後ろに付けております。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。

めくって頂きまして、別紙1でございます。読み上げさせていただきます。

城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成（案）。

構成員、佐賀県知事様、佐賀市長様、神埼市長様。

検討主体、九州地方整備局長。

注意書きと致しまして、構成員及び検討主体については、代理出席を認めるものとする。

以上で規約についての説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。それでは、規約と構成員につきまして、ご質問とかご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではご意見もないようでございますので、規約、構成員につ

きましては、了承を頂いたということで、本日12月21日付けで施行とさせていただきます。

それでは、議事の「検討の進め方」について、入っていきたいと思います。

今後、規約に従いまして、検討を進めて参る訳でございますが、具体の進め方の議論に入ります前に、検討の対象でございます城原川流域の概要、城原川ダムの概要につきまして、九州地方整備局筑後川河川事務所の松尾所長より、ご説明を申し上げます。

それでは、松尾所長よろしくお願い致します。

【筑後川河川事務所長】

筑後川河川事務所所長の松尾と申します。よろしく申し上げます。それでは、「城原川流域の概要」について説明します。配布資料-4に沿って説明します。

筑後川は、流域面積 2,860 k m²、幹川流路延長 143 k m、流域内人口 111 万人の一級河川です。その流域は、熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがり、流域内の関係市町村は18市12町1村に及びます。

筑後川は、その源を阿蘇外輪山、熊本県阿蘇郡瀬の本高原せのもとに発し、大分県日田市におきまして、くじゅう山麓から流れ下る玖珠川を合わせ、その後、夜明溪谷よあけを過ぎ、佐田川、小石原川、巨瀬川こせ、宝満川ほうまん等多くの支川を合わせながら、肥沃な筑紫平野を貫流し、流域最大都市であります福岡県久留米市を流下して、下流域で福岡県大川市、佐賀県佐賀市などを流下し、河口付近で、早津江川はやつえに分派して有明海に注ぐ九州最大の一級河川です。その中で、城原川は脊振連山より、佐賀県神崎市を貫流し、筑後川右支川佐賀江川に合流する河川です。

次、申し上げます。

城原川は、流域面積 64.4km²、幹川流路延長 31.9km でありまして、上流域においては、脊振連山の急峻な山間部を流下し、長崎自動車道付近において扇状地が広がり、中流部においては、神崎市街部を流下しながら、更に下流部において、有明海の干満の影響を受ける低平地さかえにおいて佐賀江川に合流します。このうち、佐賀江川との合流点より 9.1km までの区間を国土交通省が、それより上流の区間を佐賀県で管理しています。また、流域内関係市町は佐賀市及び神崎市であり、約1万人の方々が生きています。

なお、神崎市は、平成 18 年 3 月に上流の脊振村、中流の神崎町、下流の千代田町の3町村が合併して誕生しました。

次、申し上げます。

次に、城原川流域の地質について説明します。

上流部分で、赤色及び茶色の部分が示す範囲になりますが、花崗岩類が広く分布しています。花崗岩は、風化すると脆くなり、マサと呼ばれる砂礫に変化するという、特徴を持っています。

中流部分になりますと水色の部分が示す範囲になりますが段丘堆積物が分布しています。段丘堆積物の内部構成ですが、砂礫となっていて、上流の花崗岩が発生源として考えられます。

下流部分で白色の部分になりますが、有明粘土層を含みます沖積層が分布しています。城原川下流域は、有明海の潮の影響を受ける区間でいますので、その特徴を示すものと考えます。

次、お願いします。

次に、流域の気候について説明します。

筑後川流域は、西九州内陸型気候区であり、夏は暑く冬は平地の割に寒く、昼夜の気温の較差が大きいことが特徴です。左下の円グラフは、筑後川流域年降水量の図です。年間降水量の約6割が6月から9月の梅雨期から台風期に集中しており、筑後川水系においては特に梅雨前線による洪水が多く、過去の大規模な洪水はほとんどがこの時期に発生しています。

図には筑後川流域の平均年降水量の等雨量線を示しています。筑後川上流域及び城原川上流域に年間の降水量が2,000mmを超える地域が分布しています。

右の棒グラフは、城原川流域と全国の平均年間降水量の比較です。城原川の年間降水量は、約2,300mmであり、全国平均の約1.5倍となっています。

次、お願いします。

次に、城原川流域の人口について説明します。

グラフは、流域内の人口の推移を示しています。昭和50年から平成2年にかけて、減少傾向ですが、平成2年から平成12年にかけては、増加傾向にあります。

次、お願いします。

次に、流域の自然について説明します。

上流域には水域にオヤニラミなど、溪流部にはヤマセミなどの貴重種が生息しています。

中段が中流域ですが、草堰による湛水区間が連続し、ツルヨシ群落、オギ群落などの抽水植物が茂り、ヤマノカミやオヤニラミ等の貴重な魚類の生息場、産卵場ちゅうすいとなっています。また、オオヨシキリ等、鳥類の繁殖場やカヤネズミ等の営巣地となっています。

下段が下流域です。有明海の干満の影響を受け、満潮時には潮があがり、干潮時には干潟が出現する汽水域になっており、ハラグクレチゴガニやハゼクチなどの汽水域特有の生物が生息しています。また川の中の環境だけではなく、城原川と水路でつながっている環濠集落やクリークなど豊かな環境が残っています。

このように、生物の重要な生息・生育環境等が多く残っている地域であります。

次、お願いします。

次に、城原川流域での河川利用について説明します。

上流域の山間部は、佐賀県立自然公園に指定されている脊振山があり、付近には仁比山公園にいやまなどの施設があり、桜や紅葉の時期や夏場の水遊びやキャンプなど、四季を通じて多くの利用があります。

中流域ですが、神崎市街部、神崎駅等中心市街部が広がっており、河川敷は散策路として地域の方々に多く利用されています。

下流域ですが、堰の湛水を活かして、ハンギーといわれる木製のタライに乗ってレースを行う「城原川ハンギーまつり」という神崎市をあげてのイベントが、毎年夏に開催され、多くの方々が参加しています。

次、お願いします。

次に、城原川での主な洪水について説明します。

城原川周辺の主な洪水被害として、左上の表を見て頂きますと戦後間もない昭和24年8月に水害が発生し、さらに昭和28年6月には西日本地方一帯で甚大な被害をもたらした

洪水が発生しております。

昭和 28 年出水は、筑後川水系の治水計画の目標となっている洪水ですが、城原川流域においても堤防決壊などによる民家流出など大きな被害が発生しました。右上の写真は、当時の写真で城原川 7 k 000、神埼橋付近の状況です。

昭和 47 年、昭和 57 年にも写真にありますように大きな洪水が発生しています。

また近年におきましても、平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月と 2 年連続で、河川の施設を計画する際の基準となる水位である計画高水位を上回る洪水が発生しており、左下の写真はそのときの状況で城原川 5k400、夫婦井樋橋^{めおといび}付近の状況です。詳しくは次の資料で説明します。

次、お願いします。

平成 21 年 7 月出水の状況について説明します。

左上の図が、城原川の水位が一番高かった頃の雨量レーダーの図です。梅雨前線が長崎から佐賀、福岡にかけて停滞しており城原川流域に激しい雨をもたらす雨域が見られます。

上段真ん中のグラフが、日出来橋水位観測所の水位の変化を示すグラフですが、7 月 26 日 11:30 に河川の施設を計画する際の基準となる水位、計画高水位といいますが、この水位を 41cm 越える 4.92m を観測し、大変危険な状態となりました。

左下の写真は、このような状況のなかで、城原川左岸 6k400 付近で、漏水に伴う堤防川裏法面崩壊が発生した状況であります。今回の出水により沿川の住民には避難勧告、避難指示が発令されました。幸い、城原川では破堤は免れましたが、近接する三本松川では堤防が破堤する被害が発生しています。

また、右下の写真は、野越^{のこ}しから洪水が越流した状況です。右下の図面で赤い丸で塗ってありますところが、当洪水で越流した野越^{のこ}しで、9 箇所の内 5 箇所が越流しました。

次、お願いします。

次に、平成 22 年 7 月出水の状況について説明します。

右上のグラフは先ほどの平成 21 年 7 月洪水と同じく日出来橋水位観測所の水位の変化を示すグラフですが、昨年に引き続き 7 月 14 日 8:30 に計画高水位を 15cm 越える 4.66m を観測しました。

左下の写真は、城原川 6k000 新村橋^{にいむら}付近の状況ですが、家屋よりも高いところを洪水が流下していることがわかるかと思えます。このような状況では、破堤などにより一度洪水が氾濫すると、広い範囲で甚大な被害が発生することが予想されるなど非常に危険な状況でした。

また、右下の写真は、野越^{のこ}しが前年に引き続き越流している状況です。右下の図面で赤丸で塗っていますが、4 箇所が越流しました。

このように近年においても城原川では、計画高水位を上回るような大きな洪水が頻発しているなかで、幸い大きな被害が発生していない状況ですが、早急な整備が必要な河川です。

次、お願いします。

次に、城原川の治水事業の沿革につきまして説明します。

城原川におきましては昭和 24 年の台風による洪水、昭和 28 年の梅雨前線よる洪水を契機として、昭和 22 年から 24 年にかけて局部改良事業を、昭和 28 年から昭和 36 年の間に

災害助成事業を行っています。当時は佐賀県で管理されていました。

筑後川水系全体でいいますと、昭和 28 年水害を契機として、昭和 32 年に筑後川水系治水基本計画を策定し、その後、昭和 39 年の河川法の改正を受け、昭和 40 年に筑後川水系工事实施基本計画を策定しています。

城原川は、昭和 55 年に直轄編入をして、国による河川改修や城原川ダムに関する調査などを行ってきたところです。

その後、平成 15 年に「筑後川水系河川整備基本方針」を策定し、平成 18 年には、当面 30 年間の整備と致しまして、城原川ダムを含んだ「筑後川水系河川整備計画」を策定したところです。

次、お願いします。

次に、これまでの城原川での治水対策について説明します。

これまでに城原川の治水対策としては、佐賀県管理時代の昭和 22 年～ 24 年に河川局部改良事業、また昭和 28 年水害を契機に昭和 28 年から 36 年に災害助成事業による河川整備が進められております。

左上の航空写真は、昭和 34 年の航空写真ですが、矢印で示す上流と下流の城原川の川幅を比べますと、川幅が拡大している様子が見られます。

現在の堤防の位置は、昭和 20 年代頃の堤防と比べると約 3 倍程度の川幅まで拡幅されています。その後、昭和 55 年から直轄編入が行われ、引き続き、河道掘削や堤防補強等の整備を行ってきて、現在は、洪水の流下能力を向上させるための河道内の掘削を行っているところです。

なお、昨年の洪水で堤防からの漏水が確認された箇所においては、現在、堤防の補強工事等を実施しております。

次、お願いします。

次に城原川の治水の現状と課題について説明します。

佐賀平野では、古くから有明海の干潟が干拓され、新しい土地が開発されてきており、いわゆるゼロメートル地帯の低平地が広がっています。

左下の図は、佐賀平野の海岸線の変遷を示している図ですが、城原川下流域を含む佐賀平野では海岸線が徐々に前進し、低平地における氾濫地形となっております。また、有明海の干満の影響を受ける下流の区間では、潮の満ち引きによって有明海よりガタ土と呼ばれる微粒子の土砂が運ばれ堆積し、洪水を安全に流下させるための断面を阻害しております。

右の写真は、堆積したガタ土を浚渫し、その後の経過を示したものですが、掘削後約 3 年 3 ヶ月ですすでにガタ土が堆積している状況がわかると思います。

このように短期間のうちに再びガタ土が堆積している状況であり、維持管理のための河道の浚渫が必要な状況です。

次、お願いします。

次に下流域～中流域での現状と課題を説明します。

左上の図は、城原川の堤防高と平均河床高、川の底の標高及び堤内地、住宅がある側の地盤高を示しております。城原川 4k000 付近から 8k000 付近区間は、住宅がある側の地盤高より川底の標高の方が高い、いわゆる「天井河川」となっております。周辺には、神埼

市の中心市街部が広がり、地域の基幹道路である国道 34 号や JR 長崎本線などがあり、一度洪水が氾濫しますと広範囲において甚大な被害が発生することが想定されます。

また、右の図に示してありますのが草堰ですが、これは簡易な施設で川の水を堰止めて流水を堰上げし取水できる施設でございます。現在 13 箇所、川の中にあり、城原川特有の河川環境となっています。しかし、これらの草堰から取水する樋管付近の堤防では、空洞化等も確認されており河川管理の観点からも、監視が必要であると考えます。

次、お願いします。

次に、中流域～上流域での現状と課題について説明します。

中流部～上流部にかけて、野越しと言われる通常の堤防より部分的に堤防の高さが低い箇所が 9 カ所存在します。左上の写真の①から⑨までの数字が野越しの位置です。

なお、城原川の野越しは成富兵庫茂安が三千石井堰や下流の町を水害から守るために築いた施設と言われており、洪水が一気に下流に流れないように上流の堤防の一部を低くして川の外に水をあふれさせるものとされています。これらの野越しにはあふれた水の勢いを弱め、広がっていかないよう水害防備林や受堤が設けられていたと言われていています。

左下の写真は、現在受堤が残されているところの写真です。戦後に入って災害助成事業による大規模な河川改修が行われた後も野越しは残されましたが、昭和 30 年代の洪水で野越しから水があふれたため、昭和 42 年までの間に一部嵩上げされ、現在の高さになったとされています。その後、野越しの周辺には家屋などが立ち並ぶようになり、また、圃場整備などにより、水害防備林や受け堤も一部を残し、撤去されている状況です。

右の写真は、昭和 23 年と平成 18 年、及び平成 8 年と平成 15 年の航空写真の比較ですが、周辺においては土地利用の変化が確認され、大規模な宅地開発が進んでおります。

次、お願いします。

つづきまして、城原川の現状と課題としまして、城原川の水利用の状況についてご説明します。

上の図は、水色が城原川の水量が多い時、青色が水量が少ない時の流況を示しています。向かって左側の上流から右側の下流にかけて城原川が流れています。

一般的な河川では、下流へ流下するに従い、支川を集めながら流下し、流量が増えていくイメージがありますが、城原川の場合は、流入する支川や排水路が少なく、点在する取水樋管からの取水により、下流に流下するに従い、流量が減少していく形態となっています。このため、下の写真の様に水量が少ない場合は、川の下流では水が流れない状況となってしまう、河川環境上、好ましくない状況となってしまいます。

現在では、昔に比べ土地利用や営農、水利用の形態も変化してきており、それらを踏まえ、限られた水を有効に利用するなど適正な水利用を行う必要があると考えられております。

次、お願いします。

次に、基本方針の策定から整備計画策定までの経緯について説明します。

平成 15 年 10 月に筑後川水系河川整備基本方針を策定し、その後、筑後川水系河川整備計画の策定にあたりまして、城原川流域委員会を設置・開催しています。平成 15 年 11 月から合計 13 回開催しまして、委員会より頂いた提案としましては、城原川は安全な川ではなく、何らかの治水対策が必要。治水対策としてはダムは有効であると考えられるので、

治水対策の基本として調査・検討を行うのが妥当。環境を大きく改変しない流下能力 330m³/s を目標とした河川改修を行う。ということでした。

その後、佐賀県の方で城原川首長会議を設置・開催されており、平成 16 年 12 月まで合計 11 回開催されています。その際の内容としましては、堤防の補修、強化を行い毎秒 330m³/s の河道改修を早期に対応する必要がある。河川整備のほか、なんらかの治水対策が必要である。ダムによらない治水対策案としては共通の合意は得られなかった。ということでした。

その後、平成 17 年 6 月に佐賀県知事による臨時記者会見で、ダム手法によらざるを得ない。「流水型ダム」で河川管理者に申し入れる。不特定用水の必要性については、具体的にダムの内容を詰めていく中で併せて検討して頂くことを期待したい。というご意見を頂きました。

このように様々な取り組みを通じまして、最終的に平成 18 年 7 月に筑後川水系河川整備計画が策定されました。

次、お願いします。

次に筑後川水系河川整備計画のうち、城原川に関する部分について説明します。

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標としまして、筑後川において、昭和 28 年 6 月洪水は、河川整備基本方針に対応した規模、概ね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水規模です。

筑後川水系河川整備計画においては、今後 30 年間の整備目標として基準地点荒瀬において、昭和 28 年 6 月洪水に次ぐ昭和 57 年 7 月洪水と同規模、これは概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模ですが、その洪水の安全な流下を図ることとし、河川整備計画の目標流量は 6,900m³/s としています。また、支川の城原川については、筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保するとしています。

上段の表に示していますが、河川整備基本方針に対応した日出来橋での流量は、690m³/s であり、また、河川整備計画では、本川の目標流量は概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模の流量ですが、それに相当する城原川の流量は、日出来橋で 540m³/s とされています。洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方としまして、下段の河道の整備目標流量図に示していますが、調査中の城原川により洪水を調節し、ダムによる洪水調節後の河道整備目標流量を 330m³/s として、河道掘削及び築堤等を行うことで、洪水の安全な流下を図ることとしています。

次、お願いします。

洪水、高潮対策等に関する整備としまして、河道の流下能力向上について、城原川においては、河道の整備目標流量は 330m³/s ありますが、全区間にわたり、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、上段の右図に示すように河道掘削及び堤防の拡幅等を実施することとしています。

また、河道の掘削にあたっては、堰によって形成された湛水域に生息するオヤニラミ等の魚類の生息環境に配慮し、高水敷を掘削するとされています。

また、洪水流量の低減について城原川ダムは、昭和 28 年洪水で発生した相当規模の洪水被害を軽減するため、日出来橋において、河川整備基本方針に対応した 690m³/s のうち 360m³/s の流量低減を行うこととしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方としまして城原川ダムによる不特定容量の確保の必要性については、更に調査・検討することとしています。

次、お願いします。

つづきまして、城原川ダム事業における調査の概要について説明します。

現在、城原川ダム予定地として考えていますのは、左の航空写真で示しております城原川と倉谷川合流後の下流地点、赤く囲った箇所を予定しております。

これまで城原川ダムでは、流域内における雨量観測・水質調査等の水理水文調査やボーリング調査等の地形地質調査並びに動植物の生態調査等の環境調査等を実施してきたところ です。

次、お願いします。

つづきまして、これまでの城原川ダム事業の経緯について説明します。

城原川ダムは昭和 54 年度より実施計画調査に着手し、平成 2 年 4 月よりダム上下流地域において詳細調査に関する協定を締結しました。平成 13 年 3 月には佐賀東部水道企業団より城原川ダム利水不要の決議がなされました。

その後、平成 15 年 10 月には河川整備基本方針が策定され、同年 11 月、全 13 回に及ぶ城原川流域委員会が平成 16 年 11 月まで開催されました。

さらに翌 12 月より、全 11 回に及ぶ城原川首長会議が平成 17 年 5 月まで開催され、翌 6 月には、佐賀県知事の臨時記者会見で、ダムの手法によらざるを得ないとして、流水型ダム検討の申し入れがなされ、これを受けまして、特に技術的な検討の内容として、放流口の設置位置、放流口の閉塞について検討を行った結果、同年 11 月に、佐賀県から提案のありました「流水型ダム」でも技術的には可能と考えているとの報告をしております。

その後、平成 18 年 7 月に城原川ダムを含んだ筑後川水系河川整備計画を策定したところ です。

現在は、平成 21 年 12 月に城原川ダムが検証対象ダムに区分されております。

なお、平成 10 年、15 年、20 年には事業評価監視委員会による審議を受けております。

次、お願いします。

次に、城原川の水利用の適正化の検討としまして、現在まで検討が行われた会議の経緯について説明します。表で、縦軸は年次、横軸は検討を行った会議の関係者を表しております。

平成 17 年 1 月より翌年 3 月までの全 9 回、関係行政機関において水利用の実態を把握するため「城原川水利用検討会」が行われ、併せて同年 11 月より利水関係者を交えた「城原川水利用懇談会」が翌年 3 月までの全 3 回開催され、地元利水関係者との意見交換や現地での取水量調整による調査を行い、その結果を受け「城原川水利用検討会」において適正管理に向けた課題等についての協議が行われました。

その後、河川整備計画策定後の平成 18 年 10 月より翌 11 月まで全 2 回、関係行政機関において「佐賀地域水問題勉強会」を開催し、課題の認識を深めるとともに解決の方向性についての協議が行われ、平成 19 年 7 月には「城原川の整備と水利用に関する検討会」を、翌年 3 月まで全 6 回開催し、行政関係者間において城原川の水利用について一定の共通認識が得られました。

このように、利水関係者や行政関係者において、多くの協議会や検討会が開催されてお

り、城原川ダムでの不特定容量の確保の必要性については、これまでの検討状況を踏まえ、判断していく必要があると言えます。

現在、これらの検討結果を踏まえ、「城原川利水調整協議会」にて利水関係者等を交え、利水施設の管理のあり方や対応策の検討を行い、水利用の適正化を図るための合意形成に努めているところであります。

大変長くなりましたが、以上をもちまして「城原川流域の概要」についての説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。城原川流域のこれまでの経緯や現状のご報告でございました。それでは、引き続きまして検討の進め方につきまして、鈴木課長よりご説明申し上げます。

【河川計画課長】

はい、そうしましたら、検討の進め方についてご説明を致します。今後の城原川ダムの検討につきましては、規約にございますように、城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催し、参考資料-3として配布しております、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして、検討を進めて参りたいと考えております。また、主要な時期において、パブリックコメントを行いながら進めていくことを考えております。

検討につきましては、参考資料-3「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」のP1 第3 再評価の実施の1 再評価の実施手順の(1)検証に係る検討手順に従いまして、ダムの総事業費、工期等のダム事業等の点検、城原川ダム事業の目的毎の検討を進めて参りたいと考えております。

城原川ダムにつきましては、城原川ダムの整備の目的としまして、洪水調節「治水」と、流水の正常な機能の維持「不特定」の二つがございますので、この2点につきまして検討を進めて参りたいと思っております。

まず、具体的な治水対策案の立案につきましては、参考資料-2の20ページをご覧ください。

先ほどもご説明致しましたが、「複数の治水対策案の立案」ということで、示しております。第5章で治水対策（案）がご紹介をされております。

まず(1)ダム、(2)ダムの有効活用ということで、既設ダムの嵩上げとか放流設備の改造。(3)遊水地。(4)放水路。(5)河道の掘削。(6)引堤。(7)堤防の嵩上げ。(8)河道内の樹木の伐採。(9)決壊しない堤防。(10)決壊しづらい堤防。(11)高規格堤防。(12)排水機場。(13)雨水貯留施設。(14)雨水浸透施設。(15)遊水機能を有する土地の保全。(16)部分的に低い堤防の存置。(17)霞堤の存置。(18)輪中堤。(19)二線堤。(20)樹林帯等。(21)宅地嵩上げ、ピロティー建築等。(22)土地利用規制。(23)水田等の保全。(24)森林の保全。(25)洪水の予測、情報の提供等。最後に、(26)水害保険等、とございます。詳細な説明は省略させて頂きましたが、以上、26の方策について検討を致しまして、先ほどもご説明しましたが、概略評価により2案から5案程度へ治水対策案の抽出を行います。その後、評価軸毎の評価を行いまして、目的別の「治水」の総合評価を行うという形で検討を進めて参りたいと考

えております。

なお、先ほども申し上げましたが、複数の治水対策案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案、検討していきたいと考えております。

流水の正常な機能の維持の検討につきましても、並行して進めて参りたいと考えております。

そして、検証対象ダムである城原川ダムの総合的な評価を行っていくという進め方で、検討を進めて参りたいと考えております。

以上、検討の進め方でございます。

【司会】

ありがとうございました。只今、説明がありましたように次回以降の検討の場の開催に向けまして、検討主体でございます整備局によりまして、必要な検討や準備を進めていきたいと思っております。

それではこれからの議事でございます、検討の進め方につきまして、これまでの報告あるいは説明も含めまして、構成員の皆様方よりご意見やご質問を伺って参りたいと思えます。佐賀県様、それから神崎市様、それから佐賀市様の順番でご意見を伺っていきたくと思えます。まずは、佐賀県様の方よりよろしくお願い致します。

【佐賀県】

ちょっとまず第1点はですね、検討の場とはちょっと違うんですけども、検証の過程で先程パブリックコメントを実施をしていくという話がありましたけども、ここの流れを見るとその後にはですよ、有識者、それから関係住民、関係地方公共団体。これはこの場がありますのでいいんでしょうけど、関係利水者等からの意見の聴取というのはございますよね。これはなにか具体的に、どういう形でというのはイメージされておりますでしょうか。まずちょっとその点だけお伺いしたいのですが。

【司会】

計画課長。

【河川計画課長】

参考資料-2でお配りしております、中間とりまとめの18ページをご確認下さい。こちらの方で、資料3でございます流れの中の詳細のところをご説明しておりまして、こちらの方見て頂きますと「3.4 情報公開意見聴取と進め方」とございまして、「検討主体は下記1、2を行った上で河川法第16条の2 河川整備計画等に準じて3を行う」という進め方で検討を行うとございまして、1 というものが関係地方公共団体からなる検討の場で、2 というのが情報公開とか主要な段階でのパブリックコメントを行うこと、これを行った上で3として河川法第16条の2に準じて学識経験者を有するもの、関係住民、地方公共団体の長、関係利水者等の意見を聞くというようなことになっております。具体的な、今ご質問がございました3の進め方、やり方等につきましては、今後具体的なところを検討していきたい

いと考えております。

【佐賀県】

それではですね、具体的に検討の進め方について 2、3 ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。今の説明の中で城原川の河川整備計画での検討という中で、前の資料 4 の中では 1/50 は城原川でいうと 540m³/s 程度だというようなお話がありましたので、基本的には 540m³/s で検証を進めるというご説明があったと理解していいんですかね。そこが 1 点と、あわせて聞きますけれども、もしそうであれば、基本計画の 690m³/s との関係をどのように理解したらいいのかというのを教えて頂きたいという事と、もう 1 点はですね、これから色々な検証を始められるのはやぶさかではないんですが、実は私ども佐賀県としてはこの城原川については流域委員会、首長会議、相当程度議論をしてきたというように考えております。治水も今年と昨年にも現に非常に危険な状態を経験しているという事もあるんですね、出来るだけ早く治水対策の実施に移りたい、移ってほしいという思いがあるし、ダム問題で水没予定地の方には相当程度お待たせをして、更にまたこれで時間がかかってしまうという事については、ある意味しょうがないというところもあるんですが、検証も出来るだけ時間をかけずにですね、中身は丁寧にやって欲しいんですけども、時間的には出来るだけ早く作業を進めて欲しいというように考えております。これは要望ですので、いつまでにとというのは多分お答えでないと思っておりますけれども、出来るだけ早くして欲しいと、1 点だけは、最初の点だけはお答えを頂ければと思います。

【司会】

それでは、計画課長どうぞ。

【河川計画課長】

只今、ご質問がございました冒頭の部分ですね。検証の進め方の中の話でございますけれども、今回の検証を進めるにあたっては、先程ご説明致しましたように河川整備計画で想定している目標程度ということでございまして、540m³/s について検討を行っていくという事で考えております。一方で今ほど部長からもお話ございましたけれども、城原川首長会議等で色々検討してきたという、その経緯、690m³/s での検討結果等も十分踏まえながら、検討は行って参りたいという風に考えております。

【司会】

よろしいでしょうか。

【佐賀県】

当然、踏まえて頂くんでしょうけれども、あの、ちょっと私がよく解らないのは 540m³/s だけで、ずっと例えば色々な遊水地だ、河道だというような検証をして、はい、ダムですよとか、あるいは河道整備だけですよ、あるいは河道整備と遊水地ですよ、というような結論を導き出して、それでいくというようなイメージかどうかをちょっと確認してるんですけど。

【司会】

計画課長。

【河川部長】

私の方から、検討は全国他の河川との横並びという事で、整備計画という事で 540m³/s を検討致しますけれども、これまで 690m³/s という事で首長会議等で十分議論されて、それでその結果も出されている訳でございます。検討の場ではそれは十分配慮して、議論するという事なんですけれども、簡単に言えばやっぱりベースは 540 ですけれども、690 にも配慮するという事で進めていきたいと思っています。

【司会】

はい、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして神崎市様、宜しくお願いします。

【神崎市】

2、3点、お尋ねなりご意見なりを申し上げます。

まず、先ほど牟田本部長の方からもお聞きなされましたけれども、540m³/s という数字が確かに整備計画の中に一文字あります。ただ、城原川ダムなり、城原川の整備計画の中にあるのは、540m³/s を前提とした整備計画にはなっていないという理解を私の方はしております。そう言った意味では、なぜ、540m³/s なのか、きちんと説明をして頂かないといかんというように思います。私どもは10月の29日にですね、私ども執行部と、それから市議会議員の皆さん達一緒になりまして、民主党の要望対策の本部の副本部長さんの大久保副本部長さんなり、それから国交省の方の政務官の方にも、河川整備計画を早く推進してくれ、という要望をする中で、ダムの見直し等についての議論もありますけれども、その際には、安全度は下げないで下さいという、そういう申し入れをしております。で、お答えは、安全度は下げませんと、おっしゃって頂いております。で、地元の代議士の方も一緒に立ち会って頂きましたけれども、その代議士の方からもそういうご意見を頂いております。そう言った意味では私たちの認識としては、540m³/s という確かに目標流量等という言葉の中に一言だけ 540m³/s というのがあります。ただ、最後のダムのところでは、方針通り 690m³/s で行きますよと、それだけしか書いてないんですよ。他のところのダムの整備の仕方と城原川ダムの場合は違う、というように私の方は認識しておりますので、その部分については、安全度を下げないという中での議論をして頂きたい、それが一つです。

それから、もう一つは、やはり結論を早く出して頂きたいというのが私たち地元、市のお願いでございます。40年間、これに振り回されてきた方々が沢山いらっしゃると思います。そういった中では、先ほど決定の時期というのがなかなか言いづらいのかも知れませんが、基本的な目標の時期というのを、もし教えて頂けるならば、教えて頂きたい、いうように思っております。

それから、もう一つは、ここの議論の中身についてはですね、色々ずっと進んでいくで

しょうけれども、やはり地元に対しての、適時、適切な時期での説明、そういったものを是非お願いをしたい、というように思っております。

私の方からは、以上でございます。

【司会】

では、3点程ご質問、ご意見がございましたんで。

【河川計画課長】

流量の 540m³/s、690m³/s の件につきましては、先ほど、私と部長からご説明させて頂いた通りでございます、540m³/s ベースで検討させて頂きますけれども、690m³/s にも配慮させて頂くという風に考えておるところでございます。

あと、検証の目標の時期ということがございますけれども、なかなか今の段階で、いつまでというところは、申し上げられるところではないのでございますけれども、先ほどから、県の土木部長様からも、今、神埼の副市長様からも、早くしてくれというご要望は頂きましたので、その辺は受け止めさせて頂いて、検証を進めて参りたいと考えております。

あと、3点目で、地元への適時、適切なご説明をやってほしいということでございましたので、そのあたりにつきましては、また必要な段階で神崎市さんとも調整をさせて頂きながら、必要な段階でさせて頂きたい、という風に考えております。

以上でございます。

【神崎市】

その 540m³/s の話ですがね、今まで、多分、整備局の方から、地元なり県の方はそういう話は一言でも聞いてないと思うんですよ。今回、言葉は悪いですけど、降って沸いたような 540m³/s の議論になつとると、正直に思っております。で、そこを議論するならば、先ほど私が言いました、その安全度というものの考え方、そこは今までは 690m³/s でいきますという整備局さんのその方針だったはずですよ。そこを変えられるのかどうか、で、その 540m³/s ということが、安全度を下げる議論になるのか、その分については今日返事は頂く必要はありませんけれども、そういった議論の整理をしとって頂ければ、首長会議のところでは、そういったものも私のところの市長は言うかも知れませんが、私自身がそういうように思っている位ですから、少なくとも、安全度を下げることを前提とした議論であれば、非常に辛いと、いうように思っておりますので、宜しくお願いします。

【司会】

分かりました。それでは次に佐賀市様、宜しくお願いします。

【佐賀市】

佐賀市です。基本的に県と神崎市さんと重複したところが多いことははじめに申し上げておきます。国からは、検証に当たって、いくつか評価軸が示されておまして、いずれも大切な観点だとは思いますが、今後の検討に当たっては、治水面からどんなことが必要なのかということが、やはり重要ではないかというように思っております。佐賀市

の一部は、城原川の氾濫区域に含まれておりますので、洪水対策につきましては、万全な整備手法を検討して頂きたいと思っております。

それから、流量の設定でございますけれども、地域でこれまでも議論を積み重ねてきて参りまして、690m³/s というのを前提とした議論の経緯がございます。これを見直すということであれば、その影響でありますとか、そもそもの考え方を、国の方からしっかりと説明をして頂きたい、という様に思っております。

それから、早期に結論を導き出して頂きたいということでございます。ここ数年、集中豪雨が続けておりました、いくつか水系が市内にあるんですけれども、各地で被害が出ております。そういうこともありまして、治水に対する市民の関心は極めて高いものがございます。安心・安全のために、迅速に検討を進めて頂きまして、実際の治水対策を、早期に進めて頂けるように、お願いをしたいと思います。

また、調査以来、長い年月が経ってきております。関係者の皆様方の負担を解決するようなご説明と対策を改めてお願いしたいと思います。

以上、要望ですけれども、お願いします。

【司会】

ありがとうございます。一応、構成員の皆様方からのご意見とかご質問等の一巡したわけですが、追加で何かございますか。どうぞ佐賀県様。

【佐賀県】

これも要望でございますが、実は首長会議等々で、その 690m³/s の検証も相当詳しくやっておりますけれども、実はその後、ご存じの通り報告があったように、今年と昨年とある程度大きな洪水がっております。元々その洪水量の点検というのも、この有識者会議の中でうたわれておりますので、是非、いや今年と昨年の二つの洪水については、この見直しの中で、検証の中できちんとした検証を是非お願いをしたいというように思います。

【司会】

何か、お答えしますか。

【河川計画課長】

今ほど、近年の洪水の検証ということで、お話しがりましたが、中間とりまとめや再評価実施要領の中にも、過去の洪水実績等についても点検を行うようにという風になっておりますので、今、お話しのありました近年の洪水についても、点検をしっかりやっていきたいという風に考えております。

【司会】

先ほど来、佐賀県様、それから両市の副市長様から、まずはその時間をかけずに検討して下さいというご要望、それから 540m³/s、690 の議論等々ございまして、今後、検証を進めて行くにあたりましては、それらをきちっと踏まえながら進めて参りたいと思うんですが、ここで一言、部長の方からお話しをします。

【河川部長】

これまでの地元での経緯を踏まえながら、かつやはり沿川の住民の方々の安全、安心を担う、防災を担われている首長さんという立場で、安全度もというご意見もあると思っております。そういったことを十分踏まえた上で検証を進めていくということとしております。また、地元の方々への対応等についても、我々としては丁寧に対応していきたいと思っております。その一方で、早く結論をとということも十分思う気持ちも分かりますので、なかなかいつまでというのは出来ないんですけども、そういうご意見も踏まえた上で、対応していきたいというふうに思っております。これからもご意見頂きながら進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

【司会】

それでは、本日受けました皆様方からの検討の進め方に対しますご意見、あるいはご要請を踏まえまして、予断無く検討を進めて参りたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

それでは、これで準備会を終了したいと思います。

本日は誠に、ありがとうございました。

－ 了 －

※会議の進行中、一部の傍聴者の方からご質問がありましたが、入室の前にご了解頂いている「傍聴に関する留意事項」に基づき、ご発言は差し控えて頂くようお願い致しました。